

○理容業に関する標準営業約款の変更認可

(定義)

第2条第1項中

「第1条第1項」を「**第1条の2第1項**」に改める。

(役務の内容の表示の適正化に関する事項)

第3条第1項第1号

【変更概要】

- 旧「男子仕上げコールド・パーマントウェーブ」
→ 新「**パーマントウェーブ**」
※パーマントウェーブ用剤及びロッドやドライヤー等を使用し永続的なウェーブ、カール又は癖づけ等を与え整髪することをいう。
- 旧「毛髪・頭皮保護コース（ヘア・スカルプ・トリートメント）」
→ 新「**毛髪・頭皮保護コース（ヘッドスパ・トリートメント）**」
※染毛剤を用いて毛髪を求める色に永続的に染めることをいう。
- 提供する役務の種別を6つ追加

染毛（ヘア・カラーリング）

※染毛剤を用いて毛髪を求める色に永続的に染めることをいう。

BBエステティック

※フェイシャルトリートメント、ボディケア、ネイルケア等を組み合わせ、全身の皮膚、肌を清潔にし美化することをいう。

レディス・エステ・シェービング（ブライダル・シェービング）

※シェービング、フェイシャルトリートメント、パック等により、顔の皮膚に美顔操作を与えて肌を整えることをいう。特に、婚礼に合せて行うシェービング、美顔・美肌施術をブライダル・シェービングとする。

ネイルケア

※爪の形を整え、磨き、美爪剤の塗布等により手指・足指を美しく健康的に整えることをいう。

訪問福祉理容

※疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対し、総合調髪、子供調髪、パーマントウェーブ、アイパー、染毛（ヘア・カラーリング）の各施術を行うことをいう。

かつら（ツープ、ウィッグ）

※自然脱毛や男性型脱毛、又は病気、ケガ、火傷などの医学的疾患により頭髪を失った人が、もとある頭髪を補ったり、またはファッションの一部として別の髪型に見せるために使う人工的な髪（全頭かつらをウィッグ、部分かつらをツープ）を用いることをいう。

【参考】 標準営業約款

全国生活衛生営業指導センターは、利用者又は消費者の選択の利便を図るため、厚生労働大臣の認可を受けて、約款を定めることができます。



安全・安心を
約束する
3つの[Ⓢ]

Ⓢafety…安全であること

Sマーク登録店は、万一事故が発生した場合、事故賠償基準に基づいて賠償が行えるよう、損害賠償責任保険に加入しています。

Ⓢanitation…清潔であること

Sマーク登録店は、衛生的なサービスを提供出来るよう、営業施設又は、設備についての基準を定めています。

Ⓢtandard…安心であること

Sマーク登録店は、標準的なサービスを提供出来るよう、提供する役務の内容、基準を細かに定めています。

厚生労働大臣が指定する業種

- 理容業 美容業 クリーニング業
- めん類飲食店営業 一般飲食店営業

登録等について

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、(公財)都道府県生活衛生営業指導センターに登録します。
- ② 登録を受けた営業者は、(公財)全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の承認を得て定める様式の標識及び標準営業約款の要旨を掲示することになっています。
- ③ 登録期間は3年となっており、再登録することになる。なお、登録営業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期間は、5年となっています。